

兵庫保険医新聞

第2132号

2026年5月5日

発行所 兵庫県保険医協会

http://www.hhk.jp/

〒650-0024 神戸市中央区海岸通1丁目2-31

神戸フコク生命海岸ビル5F ☎078-393-1801

(1部350円送料共・年間購読料12,000円)

振替01190-1-2133

(会員の購読料は会費に含まれています)

GW(ゴールデンウィーク)特集号

本紙5月15日号は休刊します



特別インタビュー「今こそ憲法を考える」
伊藤真氏に聞く 10・5面

日常生活
支える

新聞部の会員訪問

「町医者」になりたい!

2024年5月に西宮市で開業した濱中裕子先生。地域の人々の日常生活を支える「町医者」をめざし、内科・緩和ケアを中心に日々診療に打ち込み、核廃絶や平和の問題も大切にしたいという思いを持つ濱中先生のクリニックを、口分田真副理事長が訪れ、インタビューした。



西宮市・はまなかクリニック
濱中 裕子先生

2006年3月 兵庫医科大学卒業後、浅香山病院・石切生喜病院・泉大津市立病院で呼吸器内科医として勤務。11年4月～大救急センター勤務、15年4月～浅香山病院緩和ケア内科医長(現：20年7月～長尾クリニック)に勤務。24年5月に西宮市内で開業

何でも診てくれる

町医者の先生に「あこがれ

口分田 今日はおもしろくお願いいたします。まず、先生が医師になると思ったきっかけを教えてください。

濱中 「町医者」の先生へのあこがれがきっかけです。小さい時、身体を動かすのが好きな子だったので、よくけがをしては祖母に近くの医院に連れていかれていました。

外科出身のその先生は、風邪はもちろん、二針縫うようなケガをした時も診てくれて。「すぐに治してくれるお医者さんってすごい、格好いいな」と。当時二世を風靡していたカール・ルイスにあこがれていたのですが、カール・ルイスより、その先生が一番のあこがれでした。

口分田 小さい時の思いが原点なんですね。濱中 高校までは全然勉強せずにクラブでバレーボールばかりやっていたのですが、

救急センターの頃から、やはり町医者、地域に根差した医者というのが自分に合っていたと感じていたので、2020年からは尼崎市の長尾和宏先生のもとで勉強させていただきました。地域医療や在宅医療の基盤を学ぶことができたと思っています。

患者さんの日常

支える体制作り

口分田 今日は日曜日のお昼ですが、日曜日診療をされているんですね。

濱中 はい。火水を休診日にして、土日は診療日になっています。平日だと受診しにくいという若い子育て世代のお母さんが、小さいお子さんをお父さんに預けてこられるケースが多いですね。子どもさんの急な発熱や腸炎なども診ています。

口分田 これまでの経験を活かして、在宅医療もされて

いますね。濱中 はい。平日の昼間に加えて、がんターミナルの方など、時間をかけて診療することが必要な患者さんは、休診日に訪問しています。

口分田 毎日が診療になってしましますが、一体いつ休まれているのですか。

濱中 24時間365日対応可能な体制はとっています。1月は薬剤師さんに「薬局在宅における疑問」ということで、在宅での薬局や薬剤師さんの役割・仕組みをお話いただきました。2月は「AY世代の患者さんから学ぶ医療・ケアの本質について」というテーマで、私がお話させていただきました。

口分田 多職種での連携を進められていますね。濱中 はい。確かに老々介護や娘さんが一人でみられてお困りなところが多いです。希望される方が多いのですが、い方も多いと思うのですが、

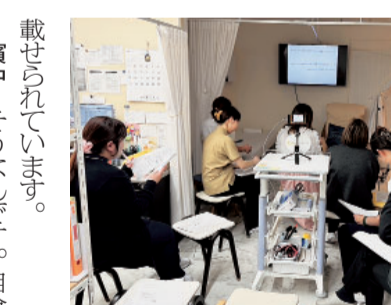
口分田 連携が本当に鍵で

を借りなければとても成り立ちません。ターミナルというところでも痛みを特別視しがちで、ケアや処置に重点を置くのですが、私は最期を迎えていくのに大事なことは日常生活の積み重ねだと思っています。日常生活を続けていくためにどんな支えがあるのかという視点を共有し、共に患者さんを支えていきたいと思っています。

口分田 先生は、毎日の診療に加えて、がんターミナルの方など、時間をかけて診療することが必要な患者さんへ、休診日に訪問しています。

濱中 はい。火水を休診日にして、土日は診療日になっています。平日だと受診しにくいという若い子育て世代のお母さんが、小さいお子さんをお父さんに預けてこられるケースが多いですね。子どもさんの急な発熱や腸炎なども診ています。

口分田 これまでの経験を活かして、在宅医療もされて



(上)2月の学習会「AY世代の患者さんから学ぶ医療・ケアの本質について」の様子。(下)学習会では毎回美味しいお弁当を皆で食べる(はまなかクリニックのInstagramより)

は病気を治すことが医師の使命だと思っていました。でも、救急や緩和ケアの現場で医療技術では治せないケースを多数経験し、ただ治すということではためなのかもしれないと感じました。

口分田 こうして社会保障費は抑制する一方で、防衛費は右肩上がりです。世界ではロシアのウクライナ侵略や、イスラエルによるパレスチナでの虐殺、そして先日のアメリカによるイラン攻撃など、各地でおびただしい命が奪われています。

口分田 先生には昨年、核戦争を防止する医師の会に入会いただきました。核廃絶や平和の問題についてどう考えられていますか。

濱中 医師になりたての頃は

口分田 先生は、毎日の診療に加えて、がんターミナルの方など、時間をかけて診療することが必要な患者さんへ、休診日に訪問しています。

口分田 先生は、毎日の診療に加えて、がんターミナルの方など、時間をかけて診療することが必要な患者さんへ、休診日に訪問しています。

口分田 先生は、毎日の診療に加えて、がんターミナルの方など、時間をかけて診療することが必要な患者さんへ、休診日に訪問しています。

〈医科・診療所、精神医療〉

保険診療の志を挫く改定

診療報酬

改定2026 インタビュー②

診療報酬改定が医療現場に及ぼす影響について、会員の声をシリーズで紹介する第2回。精神医療で通院・在宅精神療法に新たな施設基準が設けられ、精神保健指定医(以下、「指定医」)以外であって施設基準を満たせない場合には、4割の減算とされることについて、西宮市の栗山紘和先生に聞いた。



西宮市・門戸神くりの木メンタルクリニック

栗山 紘和先生

「今回の診療報酬改定を受け、先生ご自身の対応は。」

私は精神保健指定医(以下、「指定医」)を取得せず

に、昨年8月にこのクリニックを開業しました。おかげさまで開業以来、多くの患者様に来院いただいています。

しかし3月上旬に、改定で非「指定医」による通院・在宅精神療法が減算になること

を初めて知りました。固定費の増加や職員の待遇確保などを考慮すると、この減算は非常に厳しいと言わざるを得ません。

「指定医」の取得が精神科医の専門性を示す一つの指標であることは、一面の事実だと思います。しかし本来、精神保健指定医は「強制入院」

や「行動制限」に関わるための資格です。病院での重症症例への対応なら分かりますが、クリニックでの日常診療の質を担保するためには、また違った能力が必要なのではないでしょうか？

「直美」などと言われるかもしれませんが、若い先生方が少なからず自由診療を志向することや、過疎地の医師不足、病院での看護師不足など、医療界が抱

える問題の根源はすべて同じだと感じています。自分の専門性や労働が医療保険制度において適正に評価されていないと感じれば、保険診療から遠ざかってしまいます。今回の改定により、精神医療でも同様の事態が起ることを危惧しています。

また、開業医が日々の診療と両立しながら指定医資格を取得できるような、柔軟な制度設計も必要だと考えます。私は保険診療で患者さんのための医療を続けていきたいと考えています。その志を阻むような、改定はやめてほしいと思います。

「ありがとうございます。先生のご意見を受け、協会として、政府・厚労相に改善を求めています。」

通院・在宅精神療法

要件を満たさなければ点数が4割減に

対応できなければ診療の継続困難

6月実施の診療報酬改定で精神保健指定医(以下、指定医)以外の医師による通院・在宅精神療法の点数が4割減算されることとなった(下表)。

「閉院も考える」「緊急アンケートへの声」

協会は4月2日に緊急会員アンケートを実施。精神科及び児童精神科を標榜する会員医療機関182件にFAXを送信し、30件(回収率16.5%)の回答を得た。

指定医ではない会員から「対応できないければ閉院も考える」「今回の改定は非指定医の診療所に対する死刑宣告と言わざるを得ませ

ん！」など、深刻な声が寄せられた。また、指定医の取得が困難な理由では、「指定医に馴染まない、反対」といった声もあった。

「指定医」の取得が精神科医の専門性を示す一つの指標であることは、一面の事実だと思います。しかし本来、精神保健指定医は「強制入院」

や「行動制限」に関わるための資格です。病院での重症症例への対応なら分かりますが、クリニックでの日常診療の質を担保するためには、また違った能力が必要なのではないでしょうか？

「直美」などと言われるかもしれませんが、若い先生方が少なからず自由診療を志向することや、過疎地の医師不足、病院での看護師不足など、医療界が抱

える問題の根源はすべて同じだと感じています。自分の専門性や労働が医療保険制度において適正に評価されていないと感じれば、保険診療から遠ざかってしまいます。今回の改定により、精神医療でも同様の事態が起ることを危惧しています。

①精神医療に20年以上従事している、②行政の業務に協力している場合は除外されるが、突然の大幅減に強い不満の声が上がっている。また、1回の処方箋で抗うつ薬または抗精神病薬を3種類以上投与した場合には、通院・在宅精神療法を算定できない、心理支援加算を算定できないなどの制限も行われる。

通院・在宅精神療法は精神科専門療法の基本的な点数で

	指定医	指定医以外	注13減算
初診時：60分以上	650点	550点	330点
初診時：30分以上60分未満	550点	390点	234点
再診時：30分以上	410点	390点	234点
再診時：30分未満(5分超)	315点	290点	174点

※注13：指定医以外であり、施設基準を満たさない場合の減算

「あまりにもドラスティックな改定」「指定医の資格は臨床能力を評価するものではない」「人権上の観点から指定医を取

得し、3年以上の「精神障害の診断又は治療に従事した経歴(精神科実務経歴)」とともに、措置入院者や医療

保護観察入院者の診断・治療にあたった経験が求められる。入院症例は精神科病棟を有する医療機関に常時勤務し、患者の入院から退院までの期間、継続して診療に従事した医師数は1万8957人(第31表 医療施設従事医師数、診療科(複数回答)、主たる業務の種類)であり、指定医として登録されていない医師は12.9%となる。

「指定医」の評価を下げることで、指定医の数を減らすことにより行われるべきものではない。通院・在宅精神療法では措置入院や医療保護観察入院後の患者について、都道府県の支援計画に基づき診療する場合の評価を現に設定しており、こうした評価の拡充を図ることが本来的な方向だ。

「指定医」の取得を通じて精神科医の経験や資質の向上を期することができるとは事実である。しかし、医療保険制度において療養の給付を担う医師としての標準的な能力は、医師養成課程やその後の臨床研修において担保されるものであり、医師が変わっても同じ診療点数であることが基本とされてきた。各科の基本的な診療行為を評価する点数において、資格や経験で格差をつけている例は他になく、この

患者の精神医療へのアクセスを損なう問題には精神医療にとどまらず、診療報酬のあり方にかかわる大きな問題を孕むものだ。

精神疾患を有する患者は増加しており、都市部を中心に「初診待機」は依然として問題になっている。外来での精神科医療提供の体制を縮小するような改定を行えば、精神医療を必要とする患者の医療機関へのアクセスをますます狭めることにもつながりかねない。

協会は寄せられた会員の声に基づき、指定医であるかどうかを問わず、地域で真面目に診療に取り組む医師が診療を継続できるよう、厚労省に

2026年度診療報酬改定特集ページ

2026年度診療報酬改定特集

【医科】診療報酬等のお問い合わせ対応について
2026年度診療報酬改定への対応のため、以下の期間については、診療報酬に関するお問い合わせを即日停止させていただきます。
【医師】診療報酬等のお問い合わせは、引き続き028-393-1840でお問い合わせください。
【薬剤】診療報酬等のお問い合わせは、引き続き028-393-1840でお問い合わせください。
【歯科】診療報酬等のお問い合わせは、引き続き028-393-1840でお問い合わせください。

協会ウェブサイト内に開設中！
改定研究会の詳細やQAなど
最新情報は下の二次元コードから

【改定関連資料等】

- 改定関連資料
- 4/21付訂正通知
- 4/1日課費表(その2)
- 3/23日課費表(その1)

【新点数Q&A等】

- 【医科】
- 新点数Q&A①
- 【歯科】
- すべてを見る

【書籍発行のご案内】

いち早く詳しくわかりやすい！
協会発行書籍の発行予定をお知らせします。

書籍一覧

【診療報酬改定研究会】

診療報酬改定研究会(第1回)
(2026年4-5月開催)

【関連リンク】

本紙掲載以外の疑義解釈を含め、協会ホームページにて新点数Q & Aを公開しています。下記URLまたは右の二次元コードからご覧ください。https://www.hhk.jp/kaitei2026/



【医科 共通】新点数 Q&A ②

2026年4月1日「疑義解釈(その2)」、4/9訂正通知、4月20日「疑義解釈(その3)」、4月21日「疑義解釈(その4)」から改変

〈電子的診療情報連携体制整備加算〉

Q1 初診料の電子的診療情報連携体制整備加算(歯科においては電子的歯科診療情報連携体制整備加算)を算定した月に再診を行った場合に、再診料の同加算を算定できるか。また、再診料等の同加算を算定した月に、他の疾患で初診を行った場合について、初診料の同加算を算定できるか。

A1 いずれも算定できません。
Q2 電子処方箋を発行する体制または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制とは具体的にどのような体制を指すか。
A2 院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、または引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指し、院内処方を行う場

合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指します。

Q3 「電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有している」とは、具体的には何を指すか。

A3 医療機関等向け総合ポータルサイトで電子処方箋の運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子処方箋対応施設として公表されている状態を指します。

Q4 「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有している」とは、具体的には何を指すか。

A4 医療機関等向け総合ポータルサイトで電子カルテ情報共有サービスの運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子カルテ情報共有サービス対応施設として公表されている状態を指します。なお、現在、ポータルサイトでの入力機能及び厚生労働省ウェブサイトにおける公表ページは準備中です。

【医科】新点数 Q&A ③

【外 来】

〈自己注射薬剤に係る処方料・処方箋料の算定〉

Q1 在宅において患者が自己注射を行う薬剤のみを院外処方箋で交付した場合に処方箋料は算定できるか。

A1 算定できます(在宅時医学総合管理料などの投薬の費用が含まれている管理料等を算定する場合を除く)。ただし、注射器、注射針またはその両者のみを処方箋により投与することは認められません。

Q2 在宅において患者が自己注射を行う薬剤のみを院内処方した場合に調剤料、処方料、薬剤及び調剤技術基本料は算定できるか。

A2 算定できません。

〈在宅療養支援診療所〉

Q3 施設基準における24時間往診が可能な体制について、「やむを得ない事由により患者に事前に氏名を提供していない往診医が往診をする場合にあっては、当該往診医は往診日以前に当該保険医療機関において当該保険医療機関の在宅医療を担当する常勤医師と事前に面談を行い、診療方針等の共有を行っている者に限る」とされている。往診を予定していた医師の急病等により、当日に急遽事前に氏名を提供していない医師に往診を依頼することとなった場合は、どのように対応すればよいのか。

A3 往診を予定していた医師の急病等により、当日やむを得ず、前日までに対面による面談を行っていない医師が往診を担当する場合、対面での面談または情報通信機器を用いて、速やかに当該医療機関の常勤医師または常勤の医療関係職種から診療方針等の共有を受けてください。ただし、この場合に往診を担当する

医師は、訪問診療または往診の経験を10回以上有し、発熱等の急性疾患や在宅患者の状態変化等の対応経験が十分ある医師であることが必要です。また、この取扱いは例外的な取扱いであり、6カ月間に10日が上限となります。往診を行った際は、事前に患者への氏名の提供または医療機関との面談をしていなかった医師が往診を行ったやむを得ない理由をカルテに記載することが必要です。

Q4 Q3における「対面での面談」について、当該面談は当該保険医療機関外で行うことも可能か。

A4 可能です。その場合には、往診医は往診担当日の往診前までに、当該保険医療機関を訪問し、当該保険医療機関の職員から、カルテの記入方法、診療方針等の共有を受ける必要があります。

Q5 Q3における「対面での面談」について、2026年6月までに往診医全員に対面での面談を行うことが困難である場合、どのように対応すればよいのか。

A5 診療方針等について十分に共有できるよう、対面での面談の計画等により具体的な計画が分かるように定めている場合は、2026年12月31日までの間に限り、24時間往診が可能な体制を満たすものとされます。ただし、2027年1月1日以降は、往診を担当するのは対面で面談を行った医師等に限られます。

【入 院】

〈療養病棟入院基本料2の再届出〉

Q6 療養病棟入院基本料2について、医療区分2・3の患者割合が6割に引き上げられたが、6月以降算定するにあたり再届出は必要か。

A6 2026年9月30日まで経過措置があるため、同年10月1日付で受理されるよう再届出が必要です。

下記の施設基準は6月以降の算定にあたり5月中に再届出が必要です

下記の施設基準については、現在届け出て算定している医療機関においても、改定後の算定に当たっては再度届出を行うことが必要です。また、下記の他にも届出が必要な施設基準はありますので、自院の届出状況に応じご対応ください。

新点数に係る6月算定開始の届出受付は、5月7日から6月1日まで(オンラインによる届出の受付は5月25日から)とされています。

①【医科・歯科】ベースアップ評価料

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)のみ ⇒別添2、様式95
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と(Ⅱ) ⇒別添2、様式95・96
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と入院ベースアップ評価料 ⇒別添2、様式95・97・98

※2026年3月末までのベースアップ評価料の算定実績がなく、継続的に賃上げに取り組む医療機関として注5の届出を行う場合には様式98もあわせて必要です。

②【医科・歯科】電子的診療情報連携体制整備加算 ⇒別添7、様式1の6

※現在、医療DX推進体制整備加算を算定している医療機関も新たな届出が必要です。

③【医科のみ】在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料 ⇒別添7、様式19

届出様式は近畿厚生局のホームページからダウンロードしてください
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/kaitei_r08t.html

【歯科】新点数 Q&A ③

疑義解釈資料の送付について4月21日付(その3)、4月22日付(その4)より抜粋・改変

〈新製有床義歯管理料〉

Q1 2026年度診療報酬改定において、新製有床義歯管理料の算定単位が「1装置」に見直されたが、同日に複数の有床義歯を装着した場合であっても、1装置ごとに当該有床義歯の管理に係る情報を文書により提供することが必要となるのか。

A1 複数の義歯に関する取扱方法等、当該有床義歯の管理に係る情報が記載されていれば、1枚の文書により提供しても差し支えない。

〈画像診断〉

Q2 顎関節疾患を診断するために歯科パノラマ断層撮影を1枚撮影した後、開閉口時の顎関節の状態など、歯科パノラマ断層撮影では当該疾患の診断が困難であったことから、同日に顎関節に対して選択的なパノラマ断層撮影ができる特殊装置により、咬頭嵌合位、最大開口位、安静位などの異なった下顎位で一連の分割撮影を行った場合、2枚目の診断料と撮影料はどのように算定すればよいか。

A2 診断料と撮影料は所定点数により算定する。

〈暫間歯冠補綴装置〉

Q3 「M003-2 暫間歯冠補綴装置」の留意事項通知(1)について、①同一欠損部位に対する当該項目の再度の算定について、「ロ」の歯周治療用装置の再製作を除き、「ニ」の歯科用暫間被覆冠成形品を算定後に、「イ」のリテーナーを算定する場合に限り、算定可能か。

②「ニ」の歯科用暫間被覆冠成形品の使用時に、固定源である欠損部の両隣に歯に動揺が生じており連結固定が必要な場合は、固定源の歯について、「I014 暫間固定」の算定は可能か。

A3 ①そのとおり、②算定可能
【編注】 歯科用暫間被覆冠成形品は「ジーシー シェルテック」「松風 シェルクラウンSA」などです。

〈有床義歯〉

Q4 鈎、線鈎、コンビネーション鈎および大連結子について、歯科用貴金属を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載することとされているが、どのような理由が該当するのか。

A4 例えば、鈎歯の状態により、歯科用貴金属でなければ鈎の破折が起り得るなどの歯科医学的な理由が該当する。

【編注】 クラスプやバーについて、6月から基本的に铸造用コバルトクロムを使用する、線鈎は不銹鋼・特殊鋼を使用することとされました。

〈歯科技工所ベースアップ支援料〉

【要届出】

Q5 「歯科技工所ベースアップ支援料」の留意事項通知(3)において、「本区分はM005に掲げる装着またはN008に掲げる装着の算定日に算定する」とされているが、患者が理由なく来院しなくなった場合、患者の意思により治療を中止した場合または患者が死亡した場合であっても、補綴物などの製作などがすでに行われているにもかかわらず、装着できない場合は、当該支援料は算定できるのか。

A5 未来院請求時に算定して差し支えない。

【編注】 金額は歯科技工所と要確認。

Q6 歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準において、「当該支援料を全て歯科技工所への委託費の増額に充てること。」とあるが、製作技工に要する費用の中に当該支援料を含めて、製作技工に要する費用としてまとめて支払いを行ってよいか。

A6 まとめて支払うことで差し支えない。ただし、当該支援料が含まれることが分かる請求書などを、算定に係る書類として保存すること。

Q7 歯科診療所から歯科技工所に対する、当該支援料による委託費の増額に伴う消費税の増額分について、当該支援料を充当することとして差し支えないか。

A7 差し支えない。

【編注】 15点は内税。

私の映画案内

白岩一心

5月に おすすめの映画

①「これって生きてる?」

ブラッドリー・クーパー氏が、監督・主演を務めた映画『これって生きてる?』(原題: Is This Thing On?)。人生の岐路に立つ一人の男性の再起を、鋭いユーモアと切実な感情で描き出したヒューマンドラマ。



©2026 Searchlight Pictures. All Rights Reserved.

主人公アレックスは、離婚の失意の中、ニューヨークの街のコメディクラブで偶然舞台上立つ。復活再起をかけてステージに立ち続けるが、その心は孤独と虚無感に触まれる状態。

観客の冷やかな視線に「笑い」を武器に、現実逃避してきた彼は、ある事件をきっかけに「自分は本当に生きてるのか?」という自問的な問いを突きつけられる。

物語は、風変わりな人々との交流、元妻との再会

を通じて、彼が自らの内面と対峙していく姿を丹念に描写。

クーパー氏は、夫婦関係の抱える孤独をリアルに表現しつつ、どん底から這い上がるとうとする人間の食欲を静かに演出。

本作は、夢に破れ、居場所を見失ったすべての人たちに共感。屈託のない笑いの裏に隠された深い感慨と、不器用ながらも「今」を肯定しようとする「ラストシーン」は、鑑賞する人の心に深い余韻と、ささやかな希望を灯してくれる。

②「えんとつ町のプペル 約束の時計台」

西野亮廣氏の同名絵本を原作として2020年に国内動員196万人のヒット



©西野亮廣 / 「映画 えんとつ町のプペル」約束の時計台」製作委員会

を記録、日本アカデミー賞や海外30以上の映画祭を魅了した独自アニメーション映画『えんとつ町のプペル』の続編。テーマは「信じて待つ」。

えんとつ町が、星空に包まれた奇跡の夜から1年が経過。親友プペルを失った少年ルビッチは、再会を信じ続けていたが、自分自身新たに前へ進むため諦める。ある日ルビッチは、時を支配する謎の異世界「千年塔」に迷い込む。

この世界では時を刻まな

くなった時計を処分するが、壊れていないのに11時59分で止まっている不思議な時計台。ルビッチが元の世界に戻るため課せられた使命は、この止まってしまった時計台を動かすこと。

ルビッチは100年間約束を信じて待ち続ける男と出会い、信じる勇気を取り戻していく。

前作に引き続き西野亮廣氏が製作総指揮・原作・脚本、廣田裕介氏が監督。話題子役の永瀬ゆうずんさんが、主人公ルビッチの声を務め、前作でプペルの声を演じた窪田正孝さんが同役を続投。

大人気作品続編をどうぞスクリーンで鑑賞を!

「赤穂郡・白岩歯科医院」

「ヘイトにNO! 全国キャンペーン」 オンライン署名にご協力ください

国際部長 水間 美宏

5月31日まで



昨年7月の参議院選挙の前に、「移住連」(移住者と連帯する全国ネットワーク)などは「排外主義の煽動に反対するNGO緊急共同声明」を発表しました。

そして兵庫県保険医協会も賛同1159団体のひとつになり緊急学習会を行いました。学習会では、日本の人口1億2千万人余のうち、在留外国人は当時377万人近く

(約3%)に達し、すでに日本社会に欠かせない存在であること、移民は地球規模で起きている、海外在留の日本国民も130万人に達していることを学びました。また健康保険・年金・生活保護での外国人優遇とのうわさは事実ではなく、例えば国民健康保険の外国籍の被保険者は4%であるのに対し、実際に使った医療費は1・39%に過ぎず、むしろ外国人は保険制度の維持に貢献していることを学びました。

今、「移住連」などは、「ヘイトにNO! 全国キャンペーン」を行い、人権が尊重される社会、差別のない社会、労働法を適用してくだ

を記録、日本アカデミー賞や海外30以上の映画祭を魅了した独自アニメーション映画『えんとつ町のプペル』の続編。テーマは「信じて待つ」。

えんとつ町が、星空に包まれた奇跡の夜から1年が経過。親友プペルを失った少年ルビッチは、再会を信じ続けていたが、自分自身新たに前へ進むため諦める。ある日ルビッチは、時を支配する謎の異世界「千年塔」に迷い込む。

この世界では時を刻まな

なくなった時計を処分するが、壊れていないのに11時59分で止まっている不思議な時計台。ルビッチが元の世界に戻るため課せられた使命は、この止まってしまった時計台を動かすこと。

会、多様性を認め合う社会、誰ひとり取り残されない社会をめざしています。

署名はオンラインでも行われます。左記のURLまたは二次元コードからご協力ください。署名締め切り日は5月31日です。

署名は、総理大臣と衆参議院議長に次のことを求めています。

1. 首相みずからがヘイトスピーチに反対することを明言してください。

2. 差別を禁止する法律をつくってください。

3. 日本が加盟している国際人権諸条約に基づき、日本に暮らす外国人の人権が守られる制度にしてください。

4. 外国人労働者に差別なく労働法を適用してくだ

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

「オンライン署名」
QRコード

「ファクトチェック」
QRコード

署名はオンラインでも行われます。左記のURLまたは二次元コードからご協力ください。署名締め切り日は5月31日です。

署名は、総理大臣と衆参議院議長に次のことを求めています。

1. 首相みずからがヘイトスピーチに反対することを明言してください。

2. 差別を禁止する法律をつくってください。

3. 日本が加盟している国際人権諸条約に基づき、日本に暮らす外国人の人権が守られる制度にしてください。

4. 外国人労働者に差別なく労働法を適用してくだ

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーンが作成した資料をご活用ください。

またファクトチェックには同キャンペーン

特別インタビュー 弁護士・伊藤塾塾長 伊藤 真氏に聞く

10面から
お読みください

憲法は医療者に何を求めているのか

(10面からのつづき) 5月3日の憲法記念日にあわせ、改めて憲法の価値を考えようと、憲法の価値実現のため積極的に活動・発信されている、伊藤真弁護士に足立了平副理事長がインタビュー。

スパイ防止法により すべての国民が監視対象に

足立 改憲に関連して、高市早苗首相は「スパイ防止法」制定に意欲を示し、政府では今夏にも有識者会議を設置すると言われています。国会ではその前段階として、インテリジェンス(情報活動)機能強化のためとして、「国家情報会議」設置法案が4月23日、衆院を通過しました。

伊藤 スパイ防止法という「外国のスパイを取り締まる」というイメージを持たれがちですが、実際には誰がスパイか分からないため、全国民が監視対象になります。歴史を振り返れば、1925年の治安維持法も、当初は共産主義運動取り締まりを名目にしていましたが、最終的には戦争に反対する思想や表現をすべて取り締まる強力な道具となりました。スパイ防止法も同様の構造を持っています。

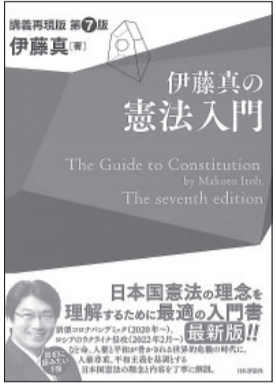
電話の盗聴にとどまらずメールの監視まで広がり、権力が恣意的に「スパイである」と認定すれば拘束も可能になるのです。国家にとって都合の悪い思想、表現活動、あるいは大学での研究までもが「国家安全保障に反する」と判断されれば、抑え込まれる危険性が極めて高い。自民党は「インテリジェンス機能の強化」という耳当たりの良い言葉を使いますが、治安維持法で逮捕された人々のほとんどは外国人ではなく、日本国民でした。

「大砲かバタールか」 国の方向性を示す憲法

足立 私たち医療従事者にとって切実なのは、軍事費が膨張する一方で社会保障が切り捨てられる「大砲かバタール」の状況です。伊藤 政治の本質は「希少資源の分配」です。限られた財源をどこに分配するのかを決めるのが政治の役割であり、その根本的な方向性を示しているのが憲法です。日本国憲法は九条によ

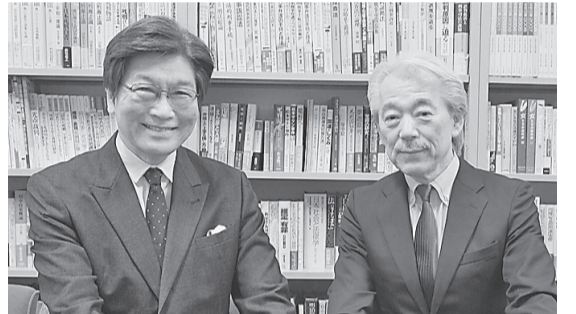
て、軍事費にお金を使わないという決断をし、その代わりに目指したのは二十五条を中心とした「福祉国家」の実現です。軍事と福祉は常にトレードオフの関係にあります。象徴的なのが1957年という年です。在日米軍基地拡張に反対する「砂川事件」の裁判が始まった同じ時期に、生活保護費の引き上げを求めた「朝日訴訟」も提起されました。軍備を拡張していくとする動きの中で、生活保護費が削られていった当時の構図は、現代でも変わっていません。

「伊藤真の憲法入門」



伊藤氏おすすめ! 憲法とは何か? 分かりやすく解説した一冊

定番の憲法入門書の最新版。コロナ禍での政治・人権問題、憲法9条「改正」動きなどの新たな憲法をめぐる状況を踏まえて改訂。(2022年10月発行、日本評論社、税込1980円)



多数の法律書に囲まれ、現在の政治状況から憲法の価値までざっくりばらんに語り合った

人権や自由という価値を守る行為です。憲法は、医療者に、あらゆる人が尊厳を持って健康に生活できるようにするための役割を果たすことを要請していると言えます。そのため、医療の分野においても、戦争国家化の動きを油断なく監視する必要があります。自衛隊では戦場での救命措置や負傷兵の搬送訓練が行われており、戦場を想定した動きが本格化しているのです。足立 命を救うはずの医療者が命を奪う戦争に加担してきただけという歴史の教訓を、今こそ思い出す必要があります。

伊藤 そうです。ナチスの人種政策や日本の731部隊の歴史を忘れてはなりません。本来命を守るための医学が、人の命を奪うための道具として利用された歴史があります。国家が戦争体制を整えようとするとき、専門知識が利用される可能性は常に存在します。だからこそ、現場の現実を知る医師や法律家といった専門家が、人権や自由を守るという憲法の価値を、社会に向けて発信し続けることが極めて重要なのです。このように私たちが憲法意識を持ち続けること自体が、日本国憲法に具体的な力を与えることとなります。

厳しい時こそ「楽観的」な知性を 足立 厳しい政治状況ですが、最後に、私たちは主権者としてどのような姿勢で向き合えばよいか、アドバイスを

伊藤 私には司法試験の受験指導の中で、受験生に、こういう時こそ「楽観的」に生きることが大切だと伝えていまして。そのためには二つの知性が必要です。一つは、不幸な出来事を「限定的」に捉えることで、うまくいかなかったのはその部分だけであって、すべてがダメになったわけではないと考えることです。もう一つは、時間を限定することです。今はうまくいっていないだけで、それが永遠に続くわけではない。試験で悪い点数を取ってしまった落ち込みがあっても、その問題がうまく解けなかっただけであって、その法律のすべてが分からないわけではないと改善することができます。

このように、出来事を限定的に捉えることによって、人は前向きに生きていくことができるのだと思います。政治状況も同じです。小選挙区制では、わずか2%の差が逆転すれば議席の構成は劇的に変わります。私たちが、憲法が保障する表現の自由や学問の自由をもっと「使う」必要があると思います。私たちがこうした人権を実際に行使することによって初めて、憲法は社会の中に根付き、大きな力を持つ存在になっていくのです。悲観して何もしないのではなく、状況はまだ変えられるという希望を持って、主権者として一歩ずつ進んでいきましょう。

足立 医療の現場からも、憲法の価値を発信し続けていきたいと思っています。本日はありがとうございました。

障がい者福祉における「65歳の壁」

赤穂郡・歯科 白岩 一心

「65歳の壁」とは、障がい者が65歳を迎えた時、障がい福祉サービスから介護保険制度への切り替えを優先されることで生じる諸問題です。日本の福祉制度には、同一のサービスでは、介護保険を優先する「介護保険優先原則」があるため、この転換が大きな転機となります。主な問題点は三つあります。一つ目は「自己負担額の発生」です。障がい福祉サービスは原則として所得に応じた負担(多くは無償)ですが、介護保険に移行すると、一律で1~3割の自己負担が発生

し家計を大きく圧迫します。二つ目は「サービス内容の変化」です。生活介護や就労支援など、障がい特性に特化した支援が介護保険には少なく、高齢者向けのデイサービス等では、本人のニーズに合わないケースがあります。また今まで受けていた支援が、介護保険の要介護度による限度額によって削減される懸念もあります。三つ目は「環境の変化によるストレス」です。長年通った事業所や信頼関係を築いたケアマネやヘルパーの変更可能性を有する場合、心身

に悪影響を及ぼすことがあります。政府は、自治体の判断で、障がい福祉の継続を認める「不均衡の解消」や、65歳まで長期間障がい福祉を利用していた場合、負担を軽減する「新高齢障がい福祉サービス」の給付金の対策を講じています。しかし、依然として行政の窓口対応や運用には地域差があり、加齢による体力の衰えや疾病の重症化も予想されま

コラム この国はいずこへ(4) 小さな平和から 世界の平和へ

西宮市 法西 浩

大勢が巨大なテーブルに置かれた大きな用紙に、各自が思いを書いた短冊。すでに多数が貼付されていた。私も数枚を貼付した。時間が来て、AI内臓のオバトがどんどん拾い上げて、読み取っていた。いよいよ発表。本日のキャッチフレーズは、表題のとおりとなった。私のフレーズ「共に食し、共に生きる」は不採用だった。

皆さま、すでにお気づきと思われるが、前回のコラム・今回ともにフィクションである。これがノンフィクションだったならなあと思う。とても残念である。今は「Paradigm Shift」を立ち上げる時期が来ています。さあみなさま、ともにがんばりましょう。

会員計報

赤松 雅子先生
西宮市 小児科
2月18日 享年94歳

黒田 晋一先生
姫路市 歯科
3月18日 享年82歳

杉島 悟司先生
西宮市 内・小児科
4月9日 享年81歳

志田健太郎先生
明石市 泌尿器科
4月18日 享年74歳

ご冥福をお祈り
申し上げます



(前号からのつづき) ある協議会に招かれた。この日はワークショップが開かれていた。

(つづ)

投 稿 会 員

消費税について

西宮市 伊賀 幹二

消費税減税は、最近の参議院・衆議院選挙でも争点の一つであった。

自民党は2年間の食料品のみの消費税廃止を主張する。仕入れで1000円の食材を1080円で売っているスーパーがある。仮定すると、この8円がなくなるわけである。仕入れ値が50円であれば55円を仕入れ業者に払った消費税分の5円は誰が負担するの？

食料品のみの消費税がなくなれば、この5円はスーパーの負担になる。もしゼロ税率であれば仕入れの消費税は還付されるが、ゼロ税率と消費税減税に使われた可能性は

痛ましい児童虐待死

丹波市 眞田 幸昭

京都の児童虐待死は、実に痛ましい事件であった。マスコミは、警察が重要視している死体遺棄のルートの報道に注力している。そして、被害児の通学していた学校は、「通報の遅れ」を謝罪している。しかし、これだけでは、児童虐待死(正確な数字は不明)が多い我が国の状況は改善しない。

普段から虐待の兆候がないかどうか、直感的に反応する訓練が、教育プログラムに組み込まれていなければならぬ。端的な例を挙げると、表情が暗い、ケガの跡がある、服装が同じ、同級生の話、宿題提出の状況などを、日常的

最近では、「個人情報保護」の高いハードルがあるが、ここに重点を置かずして、亡くなってしまえばお終いではないか。

これから、加害者の精神状況などにも踏み込んでいくのだろうが、結果的に死に至る状況を説明できても、「虐待死を未然に防ぐこと」に最大のポイントを置かなければ意味がない。(2026・4・20)

否定できない。消費税が医療・介護などの社会保障の財源であること政府にいわれても、何にでも使える一般財源なのである。

海外など消費税のないところへ売却すれば、トヨタなど輸出業者のように経費に要した税金が還付される。しかし消費税が非課税である医療費

投 稿 会 員

イラン戦争に想う

(日本とペルシャとの関係)

明石市 永本 浩

イランの旧国名はペルシャであった。「イラン」はアーリア民族(高貴な民族)とい

投 稿 会 員

世界に平和と繁栄をもたらせるのは?(No.2)

三田市・歯科 小寺 修

今、高市首相がなすべきことは、トランプ大統領に「手打ちにしましょう!」それが今です。この80年培ってきた同盟国として、そして良い関係を続けてきたイランに

引くほど死者も遺恨も増えるばかりです。トランプ大統領も落しどころを模索しているように見受けられます。今こそ両者が条件を付けること

ただ、唯一の懸念は、 Netanyahu首相です。首脳会談の翌日、トランプ大統領はメディアに対し「日本は協力してくれるよ」と発言しました。首脳会談での高市首相の「世界に平和と繁栄

投 稿 会 員

ホイホイ漫画(83)

長田区 ぼん太with T.T.

封鎖



前、ペルシャ人が粘土板にくさび型文字を使い商業活動をしていたころ、英米のアンクルサクソン人はまだ薄暗い森の中で生活していた。

米国は先に憲法を作り、議会制民主主義の国家を成立させた。憲法に政治と宗教の分離を明文化している。しかしキリスト・イスラム・ユダヤ教

の世界では歴史的に宗教に起因する戦いが繰り返された。十字軍やユグノー戦争(1562~98)が思い浮かぶ。ドイツの30年戦争(1618~48)でもキリスト教の新旧派の争いが続き、その結果ドイツ国内は荒廃し、英・仏等の如き近代化に遅れた。

宗教上の争いの戦争は根が深く、たとえ殺されても死後の世界で神の教えに叶うという信念を持ち、戦争が長引く。前述のドイツ30年戦争や日本の島原の乱の如し。

同じ民族同士で宗教の争いは止めようという政治と宗教の分離の思想、それが西欧のヴェストファール条約(1648年)であり、これが近代国家の魁(さきがけ)となったのは周知の事実。日本の如き多神教の国は国内での争いはあっても(島原の乱)、国家間の宗教戦争は起こり難い。

今回も米国はイスラエル(ユダヤ教)にそのかさ、核兵器開発を口実に、イランに要らん戦争を仕掛け

は、非常に心配です。と申しますのも、ナチスとは、皆様よくご存知の通り、ナチ党と云う政党名です。その総裁がヒトラーです。自民党における高市総裁と同じ立場です。

では、第40代総理大臣・東條英機は何党だったのでしょうか? 実はその時、政党は一つもなかったのです。近衛文相は、既存の政党政治では迅速な意思決定が難しいと考え、「新体制運動」を提唱し、政党を解散させ、日中戦争の長期化に伴い、ナチスドイツの体制を参考に、国民生活や言論思想を統制、国論を統一し、国民の戦争協力を推進する目的で1940(昭和15)年10月12日「大政翼賛会」を設立しました。

東條英機はこの「大政翼賛会」の総裁だったので。大政翼賛とは、「天皇陛下の政(まつりごと)に賛同してお支える」ことです。そ

た。米国は5000発以上の核兵器を所有しているのに他国へは「持つな! 開発するな!」と言う。正当性は全くない。イラン人にとっては承服し難い要求であろう。イスラエルやインド・パキスタン・北朝鮮等々が核を持っていてのは周知の事実。大帝国内に築いたペルシャ人の末裔なら核を持たなくても日本の如く経済大国になる可能性もあるだろう。ましてや日本の4倍以上の国土があり、石油というエネルギーを自給できるの

で豊かな大国になれるはずだ。日本とペルシャの関係は645年の乙巳の変(大化の改新)で蘇我氏が滅ぶ前まで、

飛鳥(奈良県)に多数のペルシャ人が居住していたことが知られている。正倉院のペルシャ製のガラス容器、多数の鳥へ」という書に記載されている。

日本文化はイラン系の古代ア人面の猿石遺物、酒船石は麻黄(エフェドリン)で幻覚を呼ぶゾロアスター教、宗教と政治を結びつけた儀式に使用されたらしい。

さうして兵庫高砂の石の宝殿と類似した飛鳥の益田岩船の巨大な石の遺跡。多くのペルシャ人が日本に居住していた遺跡と思われる。筆者はその実物を現地を確認した。前方後円墳でなくヒラミッドのような方形の墓を作る。奇しくも名前からして高市総理に縁のある、飛鳥地区の高市村から。

国内では、マスメディアもネットウヨも85年前と同じように高市首相を「大政翼賛」に国民に互いに同調圧力をかけさせ、日本を戦争に進ませていくのではないかと憂います。まるで戦争前夜です。恐ろしいです。

高市首相のブレインはボンクラばかりなのではないか? これもモリカケ問題で付度する官僚を重用し、百年の計を見る優秀な官僚を左遷させた安倍元首相の悪いツケでしょう。

高市首相はトランプ大統領を「大政翼賛」しているの

2年半しか残っていません。それを分かっているから、バイデン前大統領の肖像画をオートペンに差し替えた写真を指差し大笑いしている姿や懇談会で、はしゃいでリウマチサポーターもせず両手を挙げて飛び跳ねている姿を世界に配信されたのです。米国の同盟堅固は非常に重要ですが、今期限りのトランプ大統領にこれ程媚びを売る。次期大統領が民主党になる可能性

署名にご協力ください!

「ロキソニンやアレグラなど薬の追加負担はやめてください」



オンライン署名はこちらから

署名用紙のお申込み・お問い合わせは、☎078-393-1807まで

京都文化博物館

「原安三郎コレクション 北斎×広重」

須磨区・歯科 加藤 擁一



今回は、京都文化博物館で開催中の、「北斎×広重」展を紹介しよう。昭和の財界の重鎮であった原安三郎氏が蒐集した浮世絵コレクションから、葛飾北斎や歌川広重を中心とした約220件を紹介したものです。いずれも、氏の審美眼にかなった優品揃いで、見逃せがありません。

北斎と広重は、言わずと知れた江戸後期の浮世絵師。1760年生まれ北斎に対して、広重は1797年生まれ、親子ほどの年の差があります。両者が競い合うように「名所絵」(今でいう風景画)を描いたのは1830年代の天保時代です。北斎が「富嶽三十六景」を出せば、広重は「東海道五拾三次之内」を出し、ともに大当たり。まさに同時代のライバル



(上) 葛飾北斎《諸国名橋奇覧 東海道岡崎矢はきのほし》【前期(4/18~5/17)展示】、(下) 歌川広重《東海道五拾三次之内 岡崎矢矧之橋》【前期(4/18~5/17)展示】、いずれも中外産業株式会社原安三郎コレクション

道五拾三次之内 岡崎 矢矧之橋(写真)などを見比べてみるのも楽しいです。

1849年、北斎は90歳で亡くなります。広重は最晩年の1858年「富士三十六景」を描き終え、61歳で生涯を終えます。きつと北斎へのオマージュだったのでしょうか。

蛇足ですが、彼らの死後、明治になって浮世絵は急速に衰退します。散逸した彼らの作品は、しかし、ヨーロッパに渡り、モネやゴッホら印象派の画家の心を捉えます。私が見に行った日も海外の観光客がたくさん来られていました。泉下で、かつてのライバル同士、どんな会話をしているのでしょうか? そんなことを思いながら美術館を後にしました。

6月14日まで(前期、後期で展示替えあり)。GWの一日、ぜひおすすすめしたい企画です。 京都文化博物館 地下鉄「烏丸御池駅」徒歩3分、阪急「烏丸駅」徒歩7分、「前期」5月17日まで「後期」5月19日~6月14日まで 休館日: 月曜日(5月4日は開館)、5月7日

No Art, No Life. (夢は私設美術館) ⑧

パリのエスプリを感じさせる 画家 西村 功

三田市・歯科 小寺 修



「カフェドフロール」 パステル P-18号(32×45cm)



「赤帽と女」1958年 油絵 P-80号(145.5×97.0cm)

1988年1月4日成田から新婚旅行に飛び立ちました。アンカレッジとコペンハーゲンでトランジットしてパリへ。列車でヴェニス、ミラノへ。帰りはコペンハーゲンで一泊して一路日本へと帰りました。

パリの4泊目はサンジェルマン・デ・プレ教会に程近い新ホテルに宿泊。朝食にサンジェルマン・デ・プレ教会を目前に望むカフェでパンを目の前に望むカフェでパンオショコラセットをいただきました。たまたま居合わせた日本人男性にお声掛けしたところ、「このカフェで朝食するためにパリに来ました」と仰るのです。そんな素晴らしい

プチホテルに宿泊。朝食にサンジェルマン・デ・プレ教会を目前に望むカフェでパンオショコラセットをいただきました。たまたま居合わせた日本人男性にお声掛けしたところ、「このカフェで朝食するためにパリに来ました」と仰るのです。そんな素晴らしい

エの前を通り過ぎていくところを切り取った、パリのエスプリを感じさせるおしゃれな絵です。二人とも嬉しくなっています。ある日クラウン

1950年代はじめに赤帽を題材にしたことを契機に、駅や駅員、時計、乗客、プラットホームなどを描きました。モチーフを大きくとらえた画面は、複雑に塗り重ねられる一方でカミソリの刃で絵の具を削り落とす独自の手法を確立し、喧噪の中の一瞬を静謐に描き出しています。

前田達生のほっこり湯宿旅 徳島県阿波市 癒しの宿 「土柱ランド新温泉」(上)

わが国には北海道東・野付半島のトドワラや長野県・上高地の大正池など失われつつある尊い景色がある。 そのうちのひとつが阿波の土柱(上写真)で、アメリカのロッキーやイタリアのチロルと比べるとかなり小規模だが、日本では阿波市だけに見られる。約130万年前の地層をのぞかせた土の柱の群立で、扇状台地の砂岩層が風雨

により浸食されてきた高さ10~18mの土の壁がカーテンのひだのように連なる。大小六つの嶽があり、そのうち波瀾は1934年に国の天然記念物に指定された。山下清画伯によっても描かれ、「しやばん玉」「七つの子」などで有名な野口雨情も「阿波の名所の波瀾は土の柱のあるところ」と詠った。風化が進

と、ラジウム鉱石を加工してチップ状や球状としたガス発生源によるラドン発生器を用いた人工温泉である。ラドン(元素記号Rn)は、ラジウムが分解されて生じる弱い放射線。無味無臭無色の気体で、イオン化作用があるα線を発生し、新陳代謝が活発になり免疫力や自然治癒力が高まるとの掲示があった。これがホルミシス効果で、意図的に活性酸素を発生させ、それに対抗する酸化作用を生み出すことで免疫力が向上する。



日本では阿波市だけで見られる圧巻の土柱



信楽焼の露天風呂

「新温泉」とは何ぞやという。1階に男女別の浴室があり、大浴場、遠赤外線サウナ、ジャグジー水風呂のほか、信楽焼の露天風呂(下写真)が備えられている。外来入浴時間は平日15:30~22:00、土日祝11:00~22:00。外来入浴者は慣れたもので、あれだけ混雑していたのに、終了時間寸前に嵐が過ぎ去るよう帰っていく。宿泊客がゆったりくつろぐには、朝が狙い目である。 館内にエレベーターはなく2~4階の客室には階段で移

癒しの宿 土柱(どちゅう)ランド新温泉 客室数: 15室 〒771-1705 徳島県阿波市阿波町桜ノ岡165 電話: 0883-35-3431 FAX: 0883-35-5374 URL: https://dochuland.com ブログ(土柱ランド 女将日記: 川人百合子さん) URL: http://okami.dochuland.com Instagram: https://www.instagram.com/dochuland_awa/ E-mail: dochu-land@shirt.ocn.ne.jp

緊急アンケート結果

中東情勢の影響で医療材料の不足・供給遅延が深刻化

協会調査で84・3%が供給に支障

協会は4月18日、「中東情勢の悪化等による医療材料の供給状況に関する緊急アンケート調査結果」を公表した。

調査では、回答した医療機関の84・3%が医療材料の供給に支障があると回答し、医療提供体制の維持に重大な影響が出ている実態が明らかとなった。

調査は4月3日から16日にかけて実施され、県内会員6003件(医科3997件、歯科2026件)を対象に行われた。回答は485件で、回答率は8・1%であった。供給状況について「支障がある」と答えたのは全体の84・3%に達し、「支障はない」は15・1%、「無回答」は0・6%にとどまった(図1)。

具体的には、診療科別に見ても、精神科で53・8%、小児科で58・8%と過半数を超え、内科では80・7%、外科では93・3%、歯科では97・2%と極めて高い水準となった。麻酔科では100%が「支障あり」と回答しており、特に処置や手術を伴う診療領域で影響が顕著となっている。

供給に支障がある製品カテゴリーでは、感染対策関連が424件と最多で、全体の中でも突出している。これに続いて注射・穿刺関連が159件、その他が82件、輸液・投与が66件、手術消耗品が55件、検査・採取が25件、カテーテル・チューブが19件、透折関連が8件、在宅・慢性期が8件、手術用デバイスが1件となっている(図2)。

85件と報告され、供給制限が複合的に発生している(図3)。麻酔薬では入手不可が39件、遅延が25件、シリンジでは入手不可20件、遅延30件、消毒用アルコールでも入手不可17件、遅延13件と、各品目において「入手不可」が一定割合を占め、単なる納期遅延にとどまらず、診療の継続そのものを困難にする水準に達していることが特徴的である。

現場からは、「局所麻酔薬の欠品により手術を延期した」「妊婦に使用可能な麻酔が無く治療できない」といった、診療制限に直結する声が寄せられた。また、「再入荷の時期が分からず毎日調達に追われている」「入荷時に価格が2倍以上になることもある」との指摘もあり、供給不安と価格高騰が同時に進行している実態が浮き彫りとなった。供給見通しの不透明さにより、「突然納品できないと機」と指摘。そのうえで、麻酔薬や輸液、手袋等重点品目の優先供給や供給見通しの定期的な公表、物流支援、価格高騰への対策に加え、原材料調達の多元化や国内生産体制の強化など、中長期的な制度対応の必要性を強調している。

協会は「医療提供体制の根幹を守るためには、現場の実態に即した迅速な対応が不可欠」として、戦争の早期終結と国際物流の安定化を求めるとともに、患者への影響を最小限に抑えるための緊急対策の実施を強く訴えている。

図1 供給に支障がありますか？

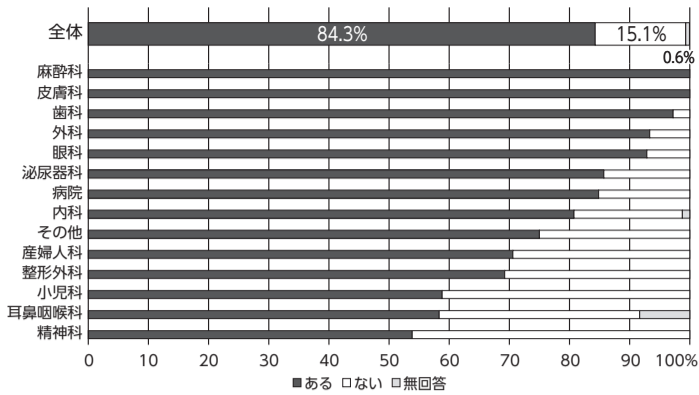


図2 供給に支障がある製品の品目(三つまで)

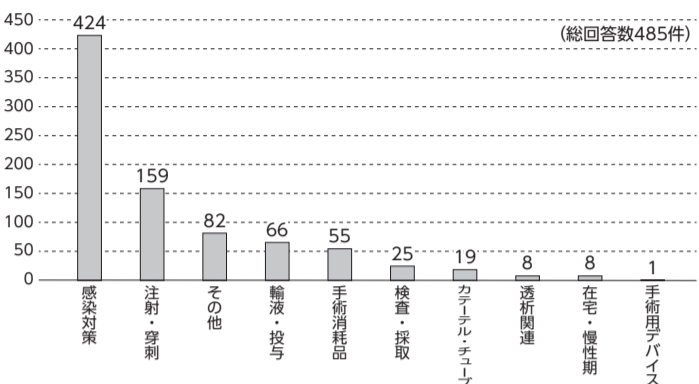
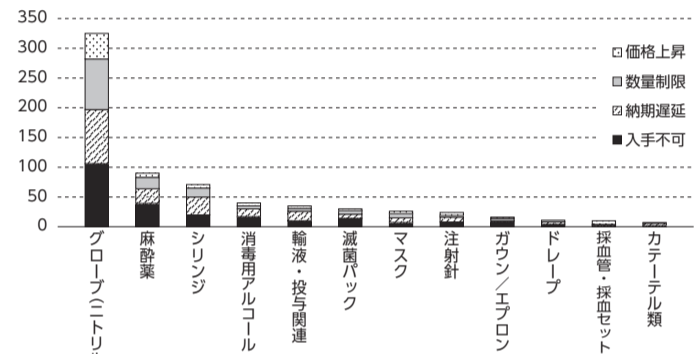


図3 供給に支障がある具体的な製品名と供給状況について



※注：本グラフは、供給状況の回答が得られた全731件のデータのうち、主要品目および医療継続に直結する致命的な3品目(計685件)を抽出して可視化しています。可読性を考慮し、以下のデータは本グラフの集計から除外しています。
・製品名が「未記入」であったもの：293件・製品名の記載があったが、総件数が10件未満でグラフ化の基準を満たさなかったもの：47件(※紙コップ、器具など計25品目)

口腔機能実地指導料の施設基準研究会
(歯科部会 歯科衛生士対象研修)

「口腔機能発達不全症および口腔機能低下症の診断の概要、検査法。指導料の点数概略」
「訓練法、実地指導方法と評価など(入院患者や在宅・施設療養患者への対応含む)」

神戸会場

姫路会場

日時 9月13日(日) ①9時30分~12時30分 ②14時~17時
会場 県農業会館11階大ホール 各定員 300人
講師 内橋 康行先生(ときわ病院 歯科口腔外科部長)
熊谷 周子歯科衛生士(スマイルMFT®代表、西宮市・タケバ歯科クリニック)

日時 11月1日(日) 14時~16時30分
会場 姫路市市民会館 大ホール
定員 500人
参加費 1,000円(受講証当日発行) 事前申込制
対象 会員医療機関に勤務する歯科衛生士の方限定(手鏡持参)

※受講証には、医療機関名・受講者名を記載致します。遅刻・早退の場合は発行できません。
※研修要件のみ1年間経過措置があります。5月7日から6月1日までに届出が受理されれば6月から算定可能です。研修受講欄に『2027年5月末までに受講予定』と記載してください。受講後、来年の5月末までに再届出をしてください。

お申込み・お問い合わせは、☎078-393-1809(歯科直通)まで

春の共済募集好評受付中!

ドクターに最適を提供します

協会の共済制度

保険料が断然安い!
介護保険Sasa*L(ササエル)

医療紛争リスクに/
医師賠償責任保険

団体割引でお得/
自動車保険、火災保険
医療保険、ガン保険

老後リスクに!
しっかり増やす貯蓄型保険
保険医年金

加入者数4万8千人、
積立金総額1兆3千億円

もっと便利な積立保険
デフェル

積立年金 DefL
スタッフも加入OK!



死亡リスクに!
格安の保険料と
高い配当還元
グループ保険
大きくなってさらにお得に

新グループ保険

休業リスクに!
非営利だから
コスパが秀逸
協会イチオシ!
休業保障制度

所得補償保険

休業損害補償
天災や水漏れによる休業損害も安心

あっちこっちで
保険に入ったから
整理がつかない

協会の共済は
ご加入内容をまとめて管理。
ワンストップサービス
を提供します。



お問い合わせは共済部まで ☎ 078-393-1805 資料請求二次元コード



診療報酬改定研究会・23会場で4000人超が参加 “物価高に全く足りない”

各地で怒りの声



会場いっぱい150人が参加した歯科・姫路会場

6月からの診療報酬改定にあたって、協会が県内各地で開催している研究会。4月12日からは歯科でもスタートし、27日までに医科14会場・歯科9会場あわせてのべ2814医療機関4048人(オンライン参加含む)が参加している。

研究会の最後に、参加者は基本診療料の大幅引き上げ・改定内容の不利益を正を求めて決議を拍手で採択した。

参加者には「薬の追加負担はやめてください」署名への協力を呼びかけ、あわせて2835筆が寄せられている。

研究会は今後、5月24日まで県内各地で開催を予定している。

北阪神支部 改定研究会

診療報酬“改悪”研究会 協会がわれわれ開業医を代弁

感想文



100人が集まった医科・伊丹会場(4月4日)

最低賃金は現在1116円の約6割の671円であった。国は最低賃金を全国1500円にしようとする増額しているが、対応したベースアップ評価料の加算もその届出が煩雑であり、加算が恒久的である保証もなく、その普及は、いかに難しいものである。

今回の改定でも算定の条件に、新たに届出が必要な項目が多いが、零細の開業医にさらなる煩雑な作業を課すことの無意味さは全然考慮されていないことに、怒りを通り越して落胆さえ覚えています。

以上、研究会を聴講しての愚痴を恥ずかしながら書き連ねてしまいましたが、明快な説明講義をされた林支部長、脇野副支部長、司会の澤村支部幹事ならびに事務局各位には謝意を申し上げます。

【伊丹市開業医(医科) H】

4・23中央要請行動

医療資材等供給不足対応を！ 患者負担増ストップ！



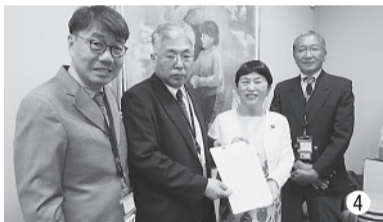
患者負担増の中止と医療資材等不足への緊急対応等を求め、協会・保団連は4月23日、国会内で中央要請行動を実施。兵庫協会からは白岩一心副理事長、小寺修評議員・川西敏雄参与が参加した。



2



3



4

①雨の降りしきるなか、国会前で抗議の声を上げる小寺評議員(右端)ら参加者。議員への要請では、盛山(②左2人目)・辰巳(③左端)・福島(④右2人目)各議員と懇談した。

自民党の盛山正仁衆議院議員、共産党の辰巳孝太郎衆議院議員、社民党の福島瑞穂参議院議員と面談した。

盛山議員は、診療報酬改定について「県立病院がすべて赤字という状態で、政府としても危機感を持ってプラス改定としたが、十分だとは思っていない。介護事業も苦しんでいる状況がある中、どうやって健康寿命を延ばせるかなど真に全力を尽くす」とした。

福島議員は、「防衛装備移転円滑化基金で大企業の武器輸出援助をするくらいなら、赤字の病院への支援をすべきだと国会で訴えた。医療や社会保障にこそ予算を回すことが求められている」とした。また、「改憲に向けた国民投票では、無党派層や無関心層への働きかけが重要だ」と意見交換した。

同日昼には衆議院第二議員会館前で「安心して医療を受けたい！薬の追加負担はおかしい!!アピール集会」を開催、患者や医療関係者など180人が抗議の声を上げた。保団連の竹田智雄会長は、患者が「これ以上の負担は無理」と署名100筆以上集めるなど、深刻な状況であり、「負担増ストップ」の声を上げ続けようと呼びかけた。

「子どもが皮膚の難病を抱えているが薬が手に入らなくなったらかゆみや痛みに耐えられない」など参加者が相次いで発言し、「患者負担増をやめろ」「国民皆保険を守れ」と皆でコールし訴えた。

ではないだろうか。(際)

兵庫県保険医協会 第107回評議員会

日時 5月17日(日) 13時～ 会場 協会5階会議室

特別講演 16時～ 「患者への『応能負担』が生み出すもの」

講師 立教大学経済学部 教授 安藤 道人氏



現在、政府は、高額療養費制度の上限額引き上げや金融所得捕捉による後期高齢者の2割・3割負担対象者の拡大など、患者の自己負担増政策を次々と進めようとしています。これらの政策の根拠となっているのが、窓口負担の「応能負担」です。社会保障制度や地方財政制度とその住民への影響について、計量経済学の分野から研究され、所得水準によって、窓口負担割合が変わるといふ「応能負担」の問題点を指摘されている安藤先生に、患者負担の「応能負担」が患者・住民にどのような影響を与えるのか、今後の政策はどうあるべきなのか、お話しいただきます。

お申し込み・お問い合わせは、☎078-393-1817まで

理事会 スポーツ

◇出席 21人

◇機関会議の主な予定 ①第107回評議員会(5/17、特別講演「患者への『応能負担』が生み出すもの」、講師・安藤道人立教大学経済学部教授)、②第58回総会(6/21、特別講演「細胞老化の役割とそのメカニズム」、講師・原英二大阪大学微生物病研究所分子生物学分野教授)。

◇情勢 自民党と日本維新の会は、3カ月ぶりに社会保障改革の協議を再開。維新は、医療費の伸びを名目GDP内に抑える「医療版マクロ経済スライド」を提案した。

◇組織強化月間 ①「2026春の組織強化月間方針」として、4月1日から6月30日(3月28日 理事会より)

を推進期間とし、i) 会員現勢7744人から7790人への拡大、入会150人を目標に掲げて取り組むこと、ii) 診療報酬改定対応や各種相談、共済・保険制度の活用など「頼りになり役に立つ協会」の魅力を訴え、会員拡大を図ること、iii) 病院対策として勤務医への働きかけを強化し、訪問活動や院内説明会、勤務医ニュースの活用などにより入会促進を進めると、②春の共済制度募集と一体的に取り組み、医科開業医・勤務医・歯科医師それぞれに対する訪問・宣伝活動を強化すること等が報告された。

◇反核平和部 戦争させない・9条壊すな！総がかり行動兵庫実行委員会「5・3兵庫憲法集会」への賛同金の拠出が了承された。

▼かつて、アメリカは「世界の警察」を自負していた。しかし、第一次トランプ政権、次のバイデン政権では一挙にトランプ政権は、第二次トランプ政権では、完全に手をひいてしまった。そのなかで、ロシアによるウクライナ侵攻、アメリカによるベネズエラ大統領拉致、今回のイスラエル・アメリカによるイラン最高指導者の暗殺などの無法行為が平然と行われている。国連安全保障理事会の常任理事国が、みずからその権力を振りかざして、好き勝手に他国を攻撃しているのが現状である▼昨年のダボス会議でカーニ・首相(カナダ)は、アメリカ、中国、ロシアの超大国以外の国(middle power)が手を携えて、これら超大国に対抗するように、と呼びかけた。われわれはもう一度、国際社会のモラルとルールを再構築する時期に来ているのではないだろうか。(際)

燭心

WBCで日本チームは決勝トーナメントの初戦でベネズエラに逆転負けし、ベネズエラ

がアメリカに勝利し、初優勝した。アメリカに大統領を拉致された国が、スポーツでその敵討ちをした形となった▼スポーツを含むゲームには一定のルールがあり、ルール違反は反則負けである。国内政治では、憲法以下様々な法律というルールがある。そのルールを順守させるために警察があり、ルール違反を処罰する司法がある。一方、国際政治の場面においてはどうか。国連憲章や、国際法はある。しかし国際警察や、国際司法機関にはなんら権限がなく、実質上機能していない▼かつて、アメリカは「世界の警察」を自負していた。しかし、第一次トランプ政権、次のバイデン政権では一挙にトランプ政権は、第二次トランプ政権では、完全に手をひいてしまった。そのなかで、ロシアによるウクライナ侵攻、アメリカによるベネズエラ大統領拉致、今回のイスラエル・アメリカによるイラン最高指導者の暗殺などの無法行為が平然と行われている。国連安全保障理事会の常任理事国が、みずからその権力を振りかざして、好き勝手に他国を攻撃しているのが現状である▼昨年のダボス会議でカーニ・首相(カナダ)は、アメリカ、中国、ロシアの超大国以外の国(middle power)が手を携えて、これら超大国に対抗するように、と呼びかけた。われわれはもう一度、国際社会のモラルとルールを再構築する時期に来ているのではないだろうか。(際)

今こそ憲法を考える

特別インタビュー

弁護士・伊藤塾塾長 伊藤 真氏に聞く

つづき5面

5月3日は憲法記念日、1947年に日本国憲法が施行された日だ。4月12日の自民党大会で、高市首相は憲法改正の発議について1年以内をめどとする目標を示した。施行から79年経ち、戦争放棄をうたう9条をはじめとする「憲法改正」への具体的な道筋が語られはじめている。憲法の役割と、与党である自民党・維新の会がめざす「憲法改正」の内容と課題とは何か。憲法の価値を実現するため、積極的に活動・発信されている、伊藤真弁護士に足立了平副理事長が話を聞いた。

主権者としての国民の力が問われる

足立 2月の衆議院選挙の結果、自民党が圧勝し、単独で衆議院の3分の2以上の議席を占めました。改憲が極めて現実的課題となってきました。この深刻な政治状況を、どうご覧になっていますか。

伊藤 与党が圧倒的な議席を獲得したという事実は、政治的に重いものです。しかし、まず私たちが大前提として

時期だと考えます。

与党が圧倒的な議席数を持つということは、当然ながら野党側の力が弱体化してしまっただけのことです。その結果、権力、特に多数派政党の権力を監視する力が、国会の内部では極めて弱まっていると言わざるを得ません。

だからこそ、国会の外において、主権者である私たち国民の権力監視の力が、これまでに必要とされている時代なのです。

憲法改正は「国民の総意」なのか

足立 私たちが特に注視すべき具体的な問題点はどこにあるのでしょうか。

伊藤 まず重要な点が三つあります。第一に、憲法改正の手続きを定めた憲法96条の問題です。憲法改正の発議には衆参各院の「3分の2」以上の賛



聞き手 足立 了平副理事長

成が必要ですが、これは多数決の論理を強めるためのものではありません。それほど多くの国会議員が賛成するまで、十分な「熟議」を尽くすことを求めています。反対していた人や意見の異なる人たちも議論を重ね、少数派の議員も含めて納得できる案にまとめあげたうえで発議すべきだという趣旨です。それが発議の前提であることを忘れてはなりません。

第二に、今回の選挙結果の実態です。自民党の議席は316議席と3分の2超となり、絶対得票率(有権者総数に占める政党などの得票数の割合)で見れば、約27%にすぎません。有権者約1億人のうち、3分の1以下で

しかないので、したがって、この結果を主権者国民の「総意」とはとみなすことは不可能です。しかも、今回は高市首相への人気投票のような側面が強かったのではないかと指摘もされています。憲法改正について深く考えて投票したわけではない層も含めての27%である以上、この議席数がそのまま改憲への国民意思を示しているとは言えません。

第三に、改憲手続きそのものの問題です。現在の国民投票法では、発議から投票日まで最短2カ月しかありません。その間の運動には公職選挙法のような厳格な規制がなく、SNS広告や資金について

憲法が保障する自由・権利使うとき



弁護士・伊藤塾塾長 伊藤 真氏

【いとう まこと】弁護士、伊藤塾(法律資格の受験指導校)塾長、法学館憲法研究所所長、日弁連憲法問題対策本部副本部長。1958年東京都生まれ、81年司法試験に合格、82年東京大学法学部卒業後、司法研修所入所。司法研修修了と同時に弁護士登録。その後、真の法律家の育成を目指し、司法試験の受験指導にあたり、1995年「伊藤真の司法試験塾(現 伊藤塾)」を設立。現在は、受験指導・講演活動・執筆活動等に加えて、選挙無効訴訟、安保法制違憲訴訟、憲法53条違憲国家賠償等請求訴訟など、憲法価値の実現と立憲主義の回復のため日々積極的に取り組んでいる。NHK「日曜討論」や「仕事学のすすめ」、テレビ朝日の「朝まで生テレビ」などにも出演し、著書多数。

伊藤真の元気が出る憲法アップデート (YouTubeチャンネル)



伊藤氏が世の中の動きで気になることや近況、裁判情報などを解説するYouTubeチャンネル。イラン戦争や再審法改正など、最新の情勢に対する見解を詳しく知ることができる

でもほぼ自由です。これではアメリカの軍需産業などが巨額の資金を投入し、世論を操作する危険性すらあります。さらに、私が関わっている裁判でも争っていますが、いまだに2倍以上の「一票の格差」が存在しています。札幌周辺の有権者の一票は、鳥取県の半分以下の価値しかない状況です。このように不平等な選挙で選ばれた議員が改憲を発議するのは、民主主義的な正統性に根本的な疑問を生じさせます。手続きの公正さと格差の是正がなされない段階での発議は、許されるべきではありません。

「本丸」戦力不保持の9条2項削除を狙う

足立 憲法改正、特に9条に対する自民党内の空気に、大きく変質してしまっていると感じます。

伊藤 かつては自民党内にも、戦争体験を持ち、「9条だけは手をつけてはいけない」という意見を持つ、いわゆる「リベラル保守」の議員たちがいました。しかし、そうした方々が引退し、戦争を知らない世代が中心となったことで、憲法改正が具体的な政策として前面に出てきました。

足立 改憲に積極的だった安倍政権から現在の高市政権へと至る流れを、どう分析されていますか。

伊藤 2018年の「安倍改憲」案は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とする9条2項を残したまま自衛隊を明記する、という形をとっていました。これは連立していた公明党

が、いわゆる「加憲」を主張していたためです。しかし、現在は大きく二つの条件が変わっています。一つは、維新の会が改憲と賛同し、自民党が本来やりたかったことをアクセル役として強力に後押ししています。

もう一つは、国民意識の変容です。ウクライナやガザの戦争を受け、「力による平和」を主張する声が日本でも強まり、「憲法9条だけで大丈夫か」という危機意識が広がっています。政治家の間でも、軍隊を抑止力として持つことで平和を実現するという考え方が圧倒的になっており、それが国民の中にも浸透し始めています。政治家の立場に立てば、これほどの追い風はありません。高市政権が今後いつまでも続くとも限らない以上、彼らはこの機を逃さず、一気に9条に手をつけ、9条2項削除まで踏み込んだ案を出してやる可能性があります。

主権者である国民にとって、これは由々しき事態です。憲法9条は、日本が戦争に巻き込まれないための最後の盾です。その盾を為政者自らが使おうとしない。法律の話にすり替えることで、将来の変更余地を残そうとするのを許すべきではありません。私たち市民・主権者がすべきことは、「憲法上できない」という言葉を政府に言わせ続けることです。為政者に憲法を使わせること、それ自体が憲法を生きたものにする力になるのだと、私は思っています。

足立 先日の日米首脳会談で、トランプ大統領が求めるホルムズ海峡への艦隊派遣について、高市首相は「法律の範囲内である」と言及されています。これは憲法9条が、日本が戦争に巻き込まれないための盾となる証左であると思いますが、高市氏は決して「憲法」と言いません。なぜ憲法を理由にする